

埼玉県秩父福祉事務所社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等
審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設の整備及び整備に対する補助金交付事務並びに介護老人保健施設等整備事務の適正化を図るため、埼玉県秩父福祉事務所社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関する事。
- (2) 社会福祉施設の整備及び整備に対する補助金に関する事。
- (3) 介護老人保健施設及び介護医療院の整備に関する事。
- (4) その他社会福祉法人、社会福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に関し必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 介護保険・施設整備担当課長
- (4) 生活保護・地域福祉担当課長

2 委員会の委員長は、秩父福祉事務所長の職にある者、副委員長は副所長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(審査)

第4条 社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設の整備及び整備に対する補助並びに介護老人保健施設及び介護医療院の整備をしようとするときは、委員会の審査を経なければならない。

2 委員会は、第2条(1)の事項にあつては、関係法令並びに社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人審査要領に基づき、審査を行うものとする。

3 委員会は、第2条(2)の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領(介護老人保健施設及び介護医療院分を除く)」等に基づき審査を行うものとする。

4 委員会は、第2条(3)の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領(介護老人保健施設及び介護医療院分)」等に基づき審査を行うものとする。

5 委員会は、第2条(4)の事項にあつては、前3項の規定を準用する。

- 6 委員会の審査を受けるときは、介護保険・施設整備担当は、社会福祉法人認可等協議書、老人福祉施設設立計画書、障害児（者）施設設立計画書、介護老人保健施設開設計画書、介護医療院開設計画書及び審査に必要と認められる資料を委員会に提出しなければならない。
- 7 委員会の委員は、審査において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。

（会議）

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければならない。
 - 3 委員長は、審査に際し、必要な職員を出席させることができる。

（関係者の説明）

- 第6条 委員長は、審査のために、法人代表者（設立代表者を含む）等関係者を委員会に出席させて、説明を求めることができる。

（庶務）

- 第7条 委員会の庶務は、介護保険・施設整備担当において処理する。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月28日から施行し、老人福祉施設及び障害者福祉施設に係るものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。